

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について 抜粋

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成25年度第1回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成25年6月14日(金)に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成25年6月14日(金) 国立がん研究センター第1会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監事 ※委員会委員長)
 - 小野 高史(監事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイズテーブルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
 - 中野 浩一(監査専門職 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1係長、調達第2係長、研究費事務係長、経理室長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成25年度に、平成19年度を平成24年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。(今回は、平成21年度を平成25年度に読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 平成24年度第4回契約監視委員会（3月1日）における指摘事項の確認

- ・患者必携を含むがん情報の全国普及に関する支援業務の契約方法
→25年度予算成立までは、手続き上、自己財源で実施できることが確認できたので、契約書は変更せずそのままの条項で締結したことを確認した。
- ・シリンジポンプ 90 台の賃貸借の契約方法。
→東病院は購入で行っているが、購入時期が異なる為、一斉にリースに変更とするのは難しい。今後は、更新計画を作成して効率的な契約を実施することを確認した。
- ・センターの年間における随意契約件数の年度末集計表をセグメント別に提出。
→契約の統合等見直しの結果、契約全体数が減る中で、随意の割合も減少したことを確認した。
- ・随意契約理由として、当社でしか対応出来ない場合の業者側証明を取得すること。
→未取得。僅かでも他業者で履行可能であれば、一般競争とすべきであり、以後は必ず取得すること。
- ・一者応札の年度毎の契約件数の提出。
→平成23・24年度別に契約内訳を確認した。年間合計でも一者応札件数が減少しており、随意契約の減少と合わせて、改善努力の成果が現れている。
- ・JCOG（がん集学的治療多施設共同臨床試験支援業務）にかかるNPO法人がん臨床研究機構との契約について
→適正な委託料金とする為、契約書に契約代金変更に関する条文を加え、随時に双方で協議のうえ実施することを確認した。

2) 平成 24・25 年度における随意契約の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成25年度随意契約（平成24年3月1日契約監視委員会以降）件数延べ31件について確認した。
- ・今回の審議対象案件については、特に問題は見当たらない。
- ・随意契約理由の解釈は厳格且つ統一的行う必要があり、客観的証拠を確保する上で、当社でしか対応出来ない場合は、業者側からその旨の証明を取っておくことが必要である。

3) 平成 24・25 年度における一者応札の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成 25 年度一者応札契約（平成 24 年 3 月 1 日契約監視委員会以降）件数延べ 14 件について確認した。
- ・今回の審議対象案件については、特に問題は見当たらない。
- ・一者応札の年度毎の契約件数を見ると、一者応札率の 24 年度は、35.6%であり、23 年度と比較して減少しているが、年間 93 件はまだ多いと判断される。今年度からは、リスト

の全件について、考えられる理由を調査して次回報告いただく。

- ・一者応札の改善策として、前年度からはA・Bランクの入札にC・Dランクの業者を呼び寄せて入札を行い、C・Dランクが落札した例もあり、今後も進めていくことを確認した。今後は、可能な限り仕様書自体のハードルを低くして下のランクが入り易くするとか、メーカーが限定されない仕様書とするとか、広報の方法を広範囲にする等、執行側で対策を検討して次回報告いただく。

4) 前年度から引き続き一者応札となった案件のフォローアップ

- ・1件、医事病歴検診事務等業務委託が該当し、フォローアップ票を確認。具体的な取組内容、事後措置が明確となっていないので、他センターの取組等を調査のうえ適切な方法を検討し次回報告いただく。

また今後は、事案が発生した都度、迅速にフォローアップ票を作成し提出いただく。

5) 平成 24・25 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・事前提出資料により、平成 25 年 3 月 1 日契約監視委員会以降の契約審査委員会 3 回分の審議リスト延べ 63 件について確認した。
- ・マイクロソフトライセンス契約について、「今後しっかりした管理」について、その仕組みを次回報告いただく。

6) 業者支払い状況について

- ・平成 25 年 1 月～3 月までの支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 88.8%）について確認した。
- ・平成 24 年 4 月～25 年 3 月までの年間支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 96.0%）について確認した。

7) その他

- ・今後、科学研究費等の外部資金に関する調達において、契約審査委員会の審議基準に該当する案件は、契約審査委員会において審査を行う必要がある。

以 上